博覧会受入環境等整備支援事業費補助金の活用について（Q＆A）

【1 補助事業の活用について】

Q1 今年度、補助事業の補助上限額まで交付を受けた場合、来年度同じ補助事業に申請することはできないか。

A 本補助事業の補助上限額は、年度ごとではなく、1市町村あたりの通算額として設定しています。
このため、今年度に補助上限額まで交付を受けた場合は、翌年度以降、同じ補助事業で追加の補助を受けることはできません。

Q2 同年度に、博覧会の地域会場（2層）の整備には本補助金を活用し、周辺の観光施設（3層）の整備には「高知県観光振興推進総合補助金」を活用することはできるか。

A 活用できます。
本補助金と総合補助金は、それぞれ別の補助制度であるため、2層の施設整備には本補助金、3層の施設整備には総合補助金を活用することができます。ただし、それぞれの補助金の要件を満たす必要があります。
また、同施設の整備に対して、本補助金と総合補助金を併用することはできません。

Q3 観光協会や広域観光組織が申請者になることはできるか。

A 本補助金の申請者は市町村に限られるため、観光協会や広域観光組織が直接申請をすることはできません。ただし、市町村からの補助を受けて事業を実施することは可能です。

【2 事業実施主体について】

Q4 要綱別表第1（注3）第2項の「企業等」に、観光協会は含まれるか。

A 含まれません。
観光協会が一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人若しくは特定非営利活動法人などの公益的な法人に該当する場合は、「企業等」には含まれません。

【3 補助対象事業について】

（1）拠点会場磨き上げ事業

Q5 拠点会場で博覧会のオープニングイベントを実施する。拠点会場磨き上げ事業の補助対象となるか。

A 本事業は、博覧会終了後も継続して活用できる施設・展示・コンテンツ等の整備など、事業終了後にも効果が持続する取組を対象としています。このため、短期間のイベント開催のみを目的とする取組は、対象となりません。周遊促進・滞在延長支援事業費補助金「地域イベント等支援事業」等の活用をご検討ください。

Q6 施設整備や企画展を、県博覧会のプレ期間に間に合わせる必要があるか。

A プレ期間に間に合わせることは必須ではありませんが、令和9年 12 月の開幕に間に合うよう、事業を進めてください。

Q7 インバウンドの取組は、どこまで対応する必要があるか。

A 多言語化等の取組を一律に求めるものではありません。想定するターゲットや地域のニーズに応じて、必要な受入環境の整備や情報発信に取り組んでください。また、申請にあたっては、想定するターゲットと具体的な取組内容を明確にしてください。

博覧会受入環境等整備支援事業費補助金の活用について（Q＆A）

Q8　キャッシュレス決済や無料公衆無線LANの導入は、必須となるか。

A　必須ではありませんが、この機会に整備を進めてください。

Q9　歴史人物像の周辺に、新たな銅像やモニュメントを新設する場合、補助対象となるか。

A　拠点会場の有する市町村に設置し、観光客の誘客や周遊促進に効果的であると認められる場合は、補助対象となり得ます。ただし、具体的な整備内容や設置場所によって対象事業が異なるため、事前に県担当者にご相談ください。

Q10　拠点会場の屋外（敷地内）にあるベンチの改修や照明の整備は補助対象となるか。

A　施設の大幅なリニューアルや新たなサービスの導入に合わせて、ベンチの改修や照明の整備等を一体的に行う場合は、補助対象となり得ます。一方、ベンチの改修や照明の整備だけを行う場合は、補助対象となりません。

Q11　大幅なリニューアルとは、どのような整備を指すのか。

A　施設の外観、内装、展示、設備等について、複数の要素を一体的に改修し、観光客から見て、施設の魅力や利用方法、提供するサービスが大きく変わるような整備を指します。

例えば、展示内容の全面的な刷新、施設内の空間構成の大幅な変更、新たな体験コンテンツの導入などが該当します。

一方、QR コードや案内表示の追加、トイレの洋式化など、部分的な改修のみを行うものは、「大幅なリニューアル」には該当しません。

Q12 展示しているレプリカが老朽化したため、更新する場合、補助対象となるか。

A　既存のレプリカを、老朽化を理由に同等のものへ更新するだけの場合は、補助対象となりません。

（2）観光クラスター推進事業

Q13　クラスター計画に記載していない事業を実施することはできるか。

A　クラスター計画に当該事業を追記することで実施が可能となります。事業の実施に先立ち、クラスター計画の変更を行ってください。

Q14　夜間イベントで使用するイルミネーション等の照明器具の購入は、補助対象となるか。

A　照明器具等の購入については、一定期間にわたり継続的・定期的に開催する観光客向けのライトアップや夜間イベント等で使用する場合に限り、補助対象となります。

なお、「一定期間」とは、年間の土日・祝日や繁忙期等における営業日のうち、半数以上の日に活用することを指します。

Q15　クラスター計画において、地域会場（2層）と一体的に整備する施設（3層）にロッカーや授乳室を設置する場合、補助対象となるか。

A　3層の施設そのものの整備は、本補助金の対象となりません。総合補助金等の活用をご検討ください。

博覧会受入環境等整備支援事業費補助金の活用について（Q＆A）

（3）共通

Q16　要綱別表第1（注1）に記載されている補助対象外経費について、「公課費等」や「経常経費」とは具体的に何を指すか。

A　○公課費等

税金や国・地方公共団体等に納める手数料や負担金など

（例）・自動車税や船舶検査手数料　・自転車の防犯登録料

・団体に所属するための入会費、会費や負担金　等

○経常経費

施設の管理運営や通常の事業活動に伴い、継続的に発生する経費

（例）・無料公衆無線 LAN やインターネット回線等の月額利用料金

・清掃委託料　・樹木剪定費、草刈費　・通常の運営に係る消耗品費、郵送費

・職員の人件費、事務所の家賃、光熱水費、施設の賃借料、振込手数料　等

Q17　補助対象経費の詳細を教えてほしい。

A　【別紙】補助対象経費詳細を参照ください。

【4　補助率について】

（1）拠点会場磨き上げ事業

Q18　拠点会場の展示の一部に英語表記を加える場合、補助率2／3の対象となるか。

A　展示の一部に英語表記を加えるだけでは、補助率2／3の重点支援の対象となりません。
一方、外国人観光客が展示内容をより深く理解できるよう、多言語によるガイドサービスの導入やガイドツールの整備を行う場合は、重点支援の対象となり得ます。

【5　KPI について】

Q19　KPI の基準値はいつにしたらいいか。

A　特殊要因がなければ、直近 3 年間（R5 年～R7 年）の平均値を基準値としてください。
なお、県博覧会期間が R9.12～R11.1 を予定していることから、年度ではなく、暦年(1～12 月）で設定をお願いします。

Q20　インバウンドは基準値がない。どうしたらいいか。

A　令和9年に集計し、基準値としてください。

Q21　目標値の目安はあるか。

A　地域内周遊の拠点機能を担うことを踏まえ、年間 5,000 人以上を目安に設定してください。
既に年間 5,000 人以上の入込がある施設は、過去最高値の更新を目指していただきたいです。

Q22　目標値は、産業振興計画の地域アクションプランと合わせる必要があるか。

A　合わせる必要はありません。実情に即した数値を設定してください。

Q23　KPI の実績値は、県で統一した集計方法が示されるのか。

A　県で統一した集計方法は設けません。
各市町村において、既存の調査・集計方法を活用してください。

Q24　インバウンドの入込数は、どのように集計すればいいか。

A　目視や多言語パンフレットを渡した数、アンケート等、施設の実情に合わせ、継続的に比較できる形で実施してください。なお、国籍まで求めるものではありません。

Q25　満足度は、どのように集計すればいいか。

A　来訪者アンケート等により満足度を集計してください。
シールアンケートや出口調査など、継続的に比較できる形で実施してください。

Q26　クラスター計画・主要宿泊施設の宿泊者数をとることができない。どうしたらいいか。

A　市町村内に宿泊施設が少なく、宿泊者数を集計することができない場合は必須ではありません。

【6　交付申請について】

Q27　交付申請書を提出してから交付決定まで、どのくらいの期間がかかるか。

A　事業計画の確認や審査に時間を要するため、申請から交付決定まで1か月以上かかる場合があります。
このため、事業着手の3か月前を目途に、県担当者との事前協議を開始してください。 審査に必要な期間を確保できない場合は、申請をお受けできないことがあります。
また、審査会による採択が必要な事業は、さらに時間を要する場合がありますので、事業着手時期が決まり次第、早めにご相談ください。

Q28　複数事業の実施を予定しており、事業ごとに発注先が異なる場合、補助事業ごとに分けて申請する必要があるか。それとも、1つの申請にまとめて良いか。

A　複数の事業を実施する場合も、まとめて申請してください。
拠点会場の磨き上げと観光クラスターの推進に向けた取組を一体的に確認するため、1市町村につき、原則として単年度ごとに1回の申請を想定しています。
採択申請が必要な場合は、採択申請書（第1号様式）、交付申請時には交付申請書（第2号様式）の「2 補助事業」において、該当する全ての項目に「〇」を付けて提出してください。

【7　重要な変更について】

Q29　交付決定後、要綱第 11 条第1項に規定する「重要な変更」に該当しない変更が生じた場合も、手続きは必要か。

A　重要な変更に該当しない場合でも、事業内容や数量、事業費等に変更が生じる場合は、事前に県担当者にご相談ください。変更内容に応じて、必要な手続きをご案内します。

博覧会受入環境等整備支援事業費補助金の活用について（Q＆A）

別紙　対象経費詳細

1　拠点会場磨き上げ事業 【共通要件：地域会場磨き上げ計画に位置づけられた取組であって、拠点会場及び周辺歴史資源に関する事業であること】

補助対象経費区分	事業対象となる条件	主な補助対象経費詳細　**※重点支援の取組（補助率2／3適用）**
1　新たな施設の整備や施設のリニューアルに係る経費	単なる維持修繕や展示ケースの更新等ではないこと	①新たな施設の整備又はテーマ性・没入感を高める大規模リニューアル及びこれらと一体的に行う付帯設備の改修 ※ ②サービスの向上につながる施設の設計・改修 ③会場へ誘導するための看板、サイン類の設置 ④トイレ、駐車場など付帯設備の改修 ⑤施設の新設・リニューアルに伴うパンフレット・ホームページの作成 ⑥周辺の観光案内強化のためのデジタルサイネージ等の情報端末や看板等の設置
2　展示内容の磨き上げや博覧会に関連する企画展の開催に係る経費		①実物史料の購入、入手困難なゆかりの品のレプリカ等、貴重な史料の制作・収集・展示 ※ ②新たなシンボルとなるモニュメントの整備 ※ ③施設のテーマ性・没入感を高める体験型コンテンツの整備 ※ ④①による展示内容の新設・拡充に伴い必要となる、展示室の改修等及び所蔵品のデータベース化 ⑤展示内容や時代背景を分かりやすく解説するためのガイドツールの導入 ※
3　周辺歴史資源の磨き上げに係る経費		①歴史資源や時代背景を分かりやすく解説するためのパネルの設置・更新 ②遊歩道、転落防止柵、休憩所など付帯設備の設置・改修
4　拠点会場における観光ガイドの充実に係る経費	拠点会場の館内ガイドを含むものであること	①館内ガイドの養成、ガイドマニュアルの作成（周辺歴史資源を含むものも可） ②博覧会の繁忙期に臨時的に配置する館内ガイドの人件費 ③マイクやタブレットなどガイド実施に必要な備品類の購入 ④歴史の没入感を高めるスタッフ用コスチュームの購入（単なるユニフォームの購入は対象外）
5　観光消費額の拡大に係る経費	個別事業者のみに資する整備等でないこと	①地域性を生かしたオリジナルグッズや土産品の開発、地域資源を活用したグルメの開発 ※ ②①による飲食の提供や物販の拡充に必要な陳列ケース等、什器類の購入 ※ ③既存物販スペースの拡充（単なる備品の購入は対象外）
6　外国人観光客等の受入環境の整備に係る経費	インバウンド対策であること	①看板・サイン・解説パネル等の多言語化及び多言語音声ガイドツールの整備 ②無料公衆無線 LAN 環境の整備、キャッシュレスの導入、トイレの洋式化 ③多言語対応のパンフレット類、周辺歴史資源紹介チラシ、ホームページの作成
7　その他知事が必要と認める経費	1～6の目的に照らして必要性・効果を説明できること	①個別事業の内容を踏まえて必要と認める経費

博覧会受入環境等整備支援事業費補助金の活用について（Q＆A）

2 観光クラスター推進事業 【共通要件：観光クラスター整備計画に位置づけられた事業であって、個別事業者のみに資する整備等でないこと】

補助対象経費区分	事業対象となる条件	主な補助対象経費詳細 **※重点支援の取組（補助率2／3適用）**
1 観光案内機能の充実に係る経費	地域内の観光施設等への周遊促進につながること	①地域共通のロゴ・キービジュアル等の制作 ②地図・AI 検索サービス等に対応した観光情報の発信環境の整備及び活用に関する勉強会の開催 ③広域観光案内看板・サイン、ガイドブック・デジタルツール等の整備・改修
2 面的に取り組むグルメ、体験などの磨き上げ	サービスの拡充であること	①複数事業者が連携した地域ならではのグルメ・商品の開発、高付加価値化 ※ ②周遊につながる体験コンテンツの造成及び予約環境の整備 ※
3 周遊企画の実施や PR ツール作成	拠点会場と周辺観光資源を結び、周遊・消費を促すこと	①デジタルスタンプラリー等、期間限定の周遊企画の実施 ②博覧会終了後も活用できる、周遊を促す仕掛けづくり ※ ③デジタルマップ等の周遊を促すツール類の作成及び多言語対応のホームページの作成
4 周遊促進のための二次交通整備	拠点会場を含む地域内の移動課題の解消に資すること 観光客向けに行うサービスであること	①渋滞対策や二次交通の充実に向けた交通実態調査 ②レンタサイクル等、移動手段の確保 ③拠点会場を含むシャトルバスや観光タクシー等の運行 ※ ④地域において新規性のあるモビリティの導入 ※
5 まち歩き等の観光ガイドの養成	拠点会場と周辺の観光資源を結ぶガイドの充実につながること	①観光クラスターを構成する要素に関するガイドの養成、研修 ②ガイド用マニュアルやガイドツールの作成 ③ガイド実施に必要なマイク、タブレット等の備品の購入 ④まち歩きの没入感を高めるガイド用コスチュームの購入（単にスタッフを識別するための衣類は対象外）
6 地域の消費拡大につながる取組	個別事業者のみに資する整備等でないこと	①夜間・早朝の新たな消費機会の創出に必要な設備整備・コンテンツ開発 ※ （年間の土日祝日及び繁忙期等の営業日の半数以上で活用するものに限る） ②博覧会終了後も活用できる、複数施設・店舗への送客と観光消費を促す仕組みの導入 ※ （複数施設を巡る共通チケットの導入、周遊と飲食・物販等を組み合わせた企画の造成等） ③観光案内機能を備えた飲食・物販施設における観光案内設備の整備 ※ （観光案内機能の空白地帯の新規出店に限る）
7 外国人観光客等の受入環境の整備	クラスター内の周遊・消費の利便性向上に資すること	①複数の店舗・施設が連携して行う多言語化・キャッシュレス決済・無料公衆無線 LAN 環境の整備 ②看板、サイン類、周遊マップ、パンフレット、ホームページの多言語対応
8 その他知事が必要と認める経費	1～7の目的に照らして必要性・効果を説明できること	①個別事業の内容を踏まえて必要と認める経費